

大学等の研究事業における組合保有データの活用について

組合では、レセプトや特定健診結果等について、個人が特定できないように加工(匿名加工)した上で大学等に提供し、データ分析等による研究成果を保健事業に活用している。

匿名加工データの提供先である大学等では、データ分析のための研究費を捻出するため、公的研究費のほか民間企業からの研究助成を受けることが想定される。

このような場合については、下記項目に全て該当するものに限り、当組合の匿名加工データの活用を認めることとする。

なお、研究の成果を学術発表する際には、分析に使用したデータとして組合名が記載されることがある。

- (1) 研究の目的が公衆衛生の向上に資するものであること
- (2) 研究の成果を組合事業に活用することが期待できるものであること
- (3) 研究開始前に研究内容について組合の承諾を得ること
- (4) 研究の成果を公表する際(資金提供先への報告を含む)は、事前に組合の承諾を得ること
- (5) 公表されるデータから個人や事業所が特定されないこと
- (6) 利益相反が開示されており、研究成果の中立性や社会的信頼性が保たれていること
- (7) 資金提供元の企業が匿名加工データにアクセスすることがないこと

実施年月日 令和元年7月19日

組合の個人情報保護に関する基本方針(抜粋)

本組合は、原則として個人データをあらかじめ本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。ただし、次のような場合には、本人の同意がなくても個人情報を第三者に提供することがあります。

疫学上の調査・研究のために、健診等から得た情報を、個人名を除いて研究者に提供するなど、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

※個人情報保護法上、匿名加工情報は個人情報に該当せず、本人の同意がなくても第三者提供が可能となっている。